受理第８－２４号

陳　情　書　等

件　名

指定管理者における個人情報管理の不備に対する調査および市側の指導監督責任に関する陳情書

令和８年１１月２日

宇治市議会議長 様

[redacted]
前田 清宣[redacted]

陳 情 書
指定管理者における個人情報管理の不備に対する調査および市側の指導監督責任に関する陳情書

【陳情の趣旨】

指定管理者公益社団法人宇治市シルバー人材センター窓口で会員情報が容易に視認できる状態で放置されていた件について、市が指定管理者への確認・指導を怠っている状況の改善と、適切な調査・指導の実施を求めます。

【これまでの経緯と問題点】

私は、当該状況を撮影した写真を添えて、指定管理担当米田部長及び補助金交付担当星川部長宛てに「調査・改善指導を求める申立書」を提出しました。
その後、市の対応状況を情報公開請求したところ、開示されたのは、私の申立書と市内部の供覧用紙のみでした。
供覧用紙からは、交通政策課及び健康長寿部の関係職員に本件が共有されたこと、また、勝浦課長が私に電話連絡を試みたことが確認できます。
しかし、次の事項については、確認できる記録がありませんでした。

・シルバーに対する事実確認・調査の記録
・個人情報の管理状況に対する改善指導の記録
・シルバーからの回答及び改善報告の記録
・再発防止策を確認した記録

つまり、市の関係部署に情報が共有されたことは確認できる一方、その後、指定管理者宇治市シルバー人材センターに対して何を調査し、どのような指導を行ったのかが明らかになっていません

【陳情項目】

○ 宇治市シルバー人材センターにおける個人情報管理状況の現地調査と事実確認を速やかに行うこと。
○ 同センターに対して改善指導を行い、再発防止策の報告を徹底させること。
○ 実質的な調査・指導を行わなかった行政対応の経緯を検証し、指導監督体制を改善すること。

個人情報の適正な管理は、指定管理者に求められる基本的な責務であり、これを監督する宇治市にも適切な対応が求められます。
市の関係部署に申立てが共有されながら、調査・改善指導の実施状況が確認できない現状は、市の監督責任という観点からも看過できない問題です。
単なる市民からの申入れとして終わらせることなく、市議会において市の対応を検証し、具体的な説明と改善を求めていただくよう陳情いたします。

以上

添付：供覧用紙